

# 社会教育委員の会議次第

- ◆ 開催日時：平成 28 年 11 月 21 日（月）午後 2 時
- ◆ 開催場所：保谷庁舎 3 階 会議室

## 1 開会の言葉

## 2 議 事

(1) 今後の活動について

(2) その他

- ①都市社連協拡大役員会（10/18）報告
- ②社連協第 4 ブロック（10/22）の報告
- ③間東甲信越静社会教育研究大会（10/27～28）の報告
- ④社連協交流大会（12/17）の参加について

### 【配布資料】

- 資料 1 事務事業評価シート（事後評価）社会教育関係団体補助金  
事務事業評価シート（事後評価）学校開放プール運営事業  
西東京市立学校開放プール実施要綱
- 資料 2 西東京市立学校運営連絡協議会設置要綱
- 資料 3 平成 28 年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会  
交流大会・社会教育委員研修会 実施要項
- 資料 4 合築複合化基本プラン策定に向けた検討状況について

次回会議：12 月 19 日（月）午後 2 時  
保谷庁舎 3 階 第 2 会議室

## 事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 10-4-2	事務事業名 社会教育関係団体補助金	所管部課 教育部 社会教育課
--------------	-------------------	-------------------

施策コード 創3-4	施策名 芸術・文化活動の振興	施策目標 市民の芸術・文化活動を支援するとともに、郷土の歴史である文化財を保護し、地域文化を大切にすまちをめざします。
------------	----------------	--

<b>事務事業の目的</b> 市民主体の社会教育活動（体育活動を除く）に対して補助金を交付することにより、文化活動等への支援を行う。	<b>根拠法令等</b> <input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
<b>事業内容・実施方法等/補助の概要</b> 補助団体の概要(団体名、団体の活動内容、補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基本の有無、対象者拡大の有無、上乗せ補助額、市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する 社会教育関係団体補助金交付要綱に基づき、申請があった団体の文化活動等に対して補助金の交付を行う。 同時に申請書等の記載方法や団体運営上の要件に関する指導を行うことで、間接的に団体への援助を行っている。 (10.05.01.03一般管理事務費)	
<b>事業開始時期</b> 平成15 年度 <b>実施形態</b> <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

項目	単位	22年度	23年度	24年度	25年度
事業費(A)		578	0	43	500
財源内訳	千円				
国庫支出金・都支出金		0	0	0	0
地方債		0	0	0	0
その他 ( )		0	0	0	0
一般財源		578	0	43	500
所要人員(B)	人	0.1	0.1	0.1	0
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	808	817	770	0
臨時職員賃金等(C')	千円	0	0	0	0
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	1,386	817	813	500
単位当たりコスト (E)=(D)/(補助金交付団体数)	千円	693	0	813	0

活動等指標	単位	22年度	23年度	24年度	25年度
① 補助金交付申請件数	実績値 件	2	0	1	
②	実績値				
《指標の説明・数値変化の理由 など》					
成果指標	単位	22年度	23年度	24年度	25年度
一 補助金交付団体数	目標値 件	2	0	1	3
	実績値 件	2	0	1	
二 次	目標値				
	実績値				
《指標の説明・数値変化の理由 など》					

市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	特になし。			
都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	補助金制度の見直しにより、公金使用の厳密性を確保した。対象経費の制限や、公共性の確保に向けた指導も行っている。 26市ではほとんどの市で補助金制度が存在するが、西東京市の予算額は現時点では特に多いほうではない。		
代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	特になし。		

事業コード 10-4-2	事務事業名 社会教育関係団体補助金	所管部課 教育部 社会教育課
-----------------	----------------------	----------------------

施策コード 創3-4	施策名 芸術・文化活動の振興	施策目標 市民の芸術・文化活動を支援するとともに、郷土の歴史である文化財を保護し、地域文化を大切にすまちをめざします。
---------------	-------------------	--

【一次評価】

検証項目	ランク	一次評価	◎検証項目、評価の判断理由 ◎事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A 事業の優先度 (緊急性)	3	<input type="checkbox"/> 拡充	<p>社会教育関係団体に対する補助金の交付は、市民主体の社会教育活動への支援の一つとして実施されている事業である。</p> <p>平成24年度からは、団体がより申請しやすいように、事業実施の現状に合わせて、主催団体として実行員会も対象となるような運用を行った。補助金の交付にあたっては、社会教育委員の会議に意見を聴いて決定しているが、会議からは団体申請数減少の要因として、申請団体要件や申請手続き書類作成の大変さを指摘する意見もあるが、補助金行政の適正化を図るという観点からすると、安易な申請手続きの緩和は望ましくないと考える。補助金交付の適正化を図るとのことと、手厚く社会教育関係団体への補助金を交付するという事は両立しがたい。</p> <p>今後も引き続き、PRを含めて、制度の周知徹底を図る努力は必要と思われるが、申請団体数のここ何年かの停滞を考えると、補助金制度による団体支援のあり方を見直す時期に来ていると考える。</p>
	3	<input type="checkbox"/> 継続実施	
	3	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し	
B 直接のサービスの相手方	2	<input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	3		
	3		
C 市民ニーズの把握	2	<input type="checkbox"/> 休止	
		<input type="checkbox"/> 廃止	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目	ランク	二次評価	◎検証項目、評価の判断理由 ◎事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A 事業の優先度 (緊急性)	1	<input type="checkbox"/> 拡充	<p>補助金の活用実績は、平成23年度は、0件であり、24年度も1件である。過去において、5から10件の申請実績があったとのことであるが、現状の申請件数は、きわめて少ない。また、この補助制度ができた当時とは違い、現在は、各種団体に対するさまざまな支援制度が存在する現状を考慮した場合、この補助金制度については、抜本的な見直しが必要である。社会教育関係団体に対しては、日々のかかわりの中で、その育成に努めることが大切である。</p>
	1	<input type="checkbox"/> 継続実施	
	3	<input type="checkbox"/> 改善・見直し	
B 直接のサービスの相手方	1	<input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	1		
	3		
C 市民ニーズの把握	1	<input type="checkbox"/> 休止	
		<input type="checkbox"/> 廃止	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>社会教育関係団体の支援・育成の必要性については認められるものの、それを補助金の交付によって実現することを目指す本事業については、これまでの実績を鑑みると、事業本来の目的に寄与しているかという点について疑問がある。</p> <p>二次評価において指摘のとおり、補助金交付によって事業目的が達成されるのかを熟慮したうえ、金銭的支援以外の支援・育成方法への転換を検討するなど、抜本的な見直しを図られたい。</p>

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 10-4-3	事務事業名 学校開放プール運営事業	所管部課 教育部 社会教育課
-----------------	----------------------	----------------------

施策コード 創3-3	施策名 スポーツ・レクリエーション活動の振興	施策目標 市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会・場所づくりをめざします。
---------------	---------------------------	---

事務事業の概要	事務事業の目的 市民の体位向上及び健康保持を図ることを目的実施する。	根拠法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等/補助の概要 補助団体の概要(団体名、団体の活動内容、補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無、対象者拡大の有無、上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・助目を明記する 夏季休業中に小中学校のプールを借用し、一般開放と団体開放を実施する。(中学校1校、小学校2校で実施日は土曜日と日曜日)青嵐中学校は、一般開放を計2日。田無小学校は、一般開放を計4日、団体開放を計2日。けやき小学校は、一般開放を計6日、団体開放を計4日。開放時間は、①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分。使用料は無料。実施は委託業者(運営上の安全と効率を図るため、教育指導課の小学校夏季支援プールと同一業者と委託契約) (10.06.03.03社会教育プール関係費)	
事業開始時期	平成15 年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )

項目	単位	22年度	23年度	24年度	25年度
事業費(A)		1,406	1,977	1,566	1,946
財源内訳	千円				
国庫支出金・都支出金		0	0	0	0
地方債		0	0	0	0
その他 ( )		0	0	0	0
一般財源		1,406	1,977	1,566	1,946
所要人員(B)	人	0.2	0.2	0.2	0.2
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	1,616	1,633	1,540	1,647
臨時職員賃金等(C')	千円	0	0	0	0
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	3,022	3,610	3,106	3,593
単位当たりコスト (E)=(D)/(学校数)	千円	1,007	1,203	1,035	1,198

活動等指標	単位	22年度	23年度	24年度	25年度
①学校数	実績値 校	3	3	3	3
②一般開放日数	実績値 日	12	11	12	12
《指標の説明・数値変化の理由 など》 実施している学校数を記入している。 小学校2校、中学校1校 合計3校					
成果指標	単位	22年度	23年度	24年度	25年度
一 一般開放参加者数	目標値 人				
	実績値 人	520	417	616	
二 団体開放参加者数	目標値 人				
	実績値 人	122	149	21	
《指標の説明・数値変化の理由 など》 団体開放は、22年度は4日間。23年度は4日間。24年度は1日間。(団体の利用申請により増減する) 一般開放、団体開放も屋外プールのため、年度により、天候気温等により、中止になることや、利用が少なくなる。					

市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)		利用している参加者は、無料で空いているプールで楽しく遊べることが出来て好評である。
都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	小中学校のプールを夏季休業中に開放しているのは、26市中6市。
代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	スポーツセンターのプールを利用。

事業コード 10-4-3	事務事業名 学校開放プール運営事業	所管部課 教育部 社会教育課
施策コード 創3-3	施策名 スポーツ・レクリエーション活動の振興	施策目標 市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会・場所づくりをめざします。

【一次評価】

検証項目	ランク	一次評価	◎検証項目、評価の判断理由 ◎事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A 事業の優先度 (緊急性)	1	□ 拡充  □ 継続実施  □ 改善・見直し	開放可能な小中学校は、東京都プール条例により、量水器が設置されている青嵐中学校、田無小学校、けやき小学校に限られるため、地域の偏りがある。また、青嵐中学校は水深が深く、安全管理上小学校5年生以上と限定されているため、特に参加者数が少ない。(参加者数実績 7/28:午前9名、午後11名 7/29:午前10名、午後10名) さらに、田無小学校、けやき小学校の参加者は、同じ人が複数回、毎週、利用していることが多くみられる。 平成23年7月に大阪府泉南市の小学校開放プールで起きた児童の死亡事故により、プール監視業務を受託する場合は、警備業の認定が要件となる旨が警察庁より通知された。より一層の警備業者の資質向上と、運営上の安全確保の徹底が求められている一方で、利用者数が少ないため、利用者1人当たりのコストは5,000円、実施日数1日当たりのコストは約250,000円を超えるものとなっている。
事業の必要性	1		
事業主体の 妥当性	1		
B 直接のサービスの 相手方	1	□ 抜本的見直し	
事業内容等の 適切さ	1		
受益者負担の 適切さ	3	□ 休止	
C 市民ニーズの 把握	2	■ 廃止	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目	ランク	二次評価	◎検証項目、評価の判断理由 ◎事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A 事業の優先度 (緊急性)	1	□ 拡充  □ 継続実施  □ 改善・見直し	平成17年度には利用者一人あたりのコストが2,600円を超えていたため、コスト削減が求められていたにもかかわらず、現在は5,000円となっており高コスト体質となっている。 小学生を対象とするものには夏季支援プールがあり、さらにスポーツセンターのプールや、民間のプールなど代替類似サービスがある現状を考慮すると廃止を視野に入れた抜本的な見直しが必要である。
事業の必要性	1		
事業主体の 妥当性	1		
B 直接のサービスの 相手方	1	■ 抜本的見直し	
事業内容等の 適切さ	1		
受益者負担の 適切さ	3	□ 休止	
C 市民ニーズの 把握	2	□ 廃止	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>本事業の抱える課題は、高コスト体質にあり、地域的な偏在や利用者の少なさ、他の代替サービスの充実状況などを踏まえると、廃止をも視野に抜本的な見直しが必要であるということは、二次評価において指摘のとおりであると言える。</p> <p>検討にあたっては、廃止を含めた見直しによる影響の度合いを見極め、適切な対応を図りたい。</p>

## ○西東京市立学校運営連絡協議会設置要綱

## 西東京市立学校運営連絡協議会設置要綱

## 第1 目的

この要綱は、学校教育の取り組みが家庭や地域社会に理解され、かつ、地域に根ざす学校運営及び開かれた学校運営に資するために保護者や地域住民の意向を反映することで、より一層の支援・協力を得るために、必要な事項を定める。

## 第2 活動内容

西東京市立学校運営連絡協議会（「以下「協議会」という。）は、校長の諮問機関としての目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学校の運営方針や教育活動の充実への理解及び協力に関すること
- (2) 学校・家庭・地域社会との連携の在り方への助言に関すること
- (3) 児童・生徒の健全育成への協力と助言に関すること
- (4) 学校の教育活動への評価及び助言に関すること
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要とすること

## 第3 設置校

各校において、校長が必要と認める場合、協議会を設置することができる。

## 第4 委員

協議会の委員は、次の各号とし、校長が推薦し、西東京市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校（校長、教頭、及び校長が定めた教職員） 5名以内
- (2) 保護者の代表者 3名以内
- (3) 地域の関係機関の代表者 5名以内
- (4) その他校長が必要と認める者 3名以内

## 第5 任期

委員の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げないが連続3年までとする。

## 第6 協議会の回数

協議会は年3回開催することを原則とする。

## 第7 庶務

校長は、所属職員に協議会の庶務を分担させることができる。

## 第8 秘密保持の遵守

協議会の委員は、在任中及び退任後も職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 第9 委員の謝礼

第1号委員を除く委員の謝礼は、地域教育協力者活用事業費から1回2千円を支出する。

## 第10 実施校の協議会設置要項

設置校の校長が定め、教育委員会に報告する。

## 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

# ○西東京市立学校開放プール実施要綱

## 西東京市立学校開放プール実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、西東京市立学校開放プール（以下「開放プール」という。）の実施に関する必要な事項を定め、もって市民の体位向上及び健康保持を図ることを目的とする。

### 第2 管理及び運営

開放プールは、西東京市教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを管理し、運営する。

### 第3 開放校

開放プールは西東京市立小・中学校（以下「学校」という。）で実施し、開放プールを実施する学校は毎年度教育長が別に定める。

### 第4 開放日及び開放時間

開放プールの実施期間は学校の夏季休業日の期間内とし、開放日及び開放時間は毎年度教育長が別に定める。

### 第5 使用料

開放プールの使用料は無料とする。

### 第6 使用者

開放プールを使用できる者は、市内在住者で2歳以上のもの（日常生活でおむつを使用せざるを得ない状態にある者を除く。）とする。

### 第7 使用条件

2歳以上の未就学児が開放プールを使用するときは、当該未就学児2人につき1人の付添人（当該未就学児の安全及び管理に十分注意をし、事故防止に努めることができる16歳以上の者をいう。以下同じ。）が当該未就学児に付き添わなければならない。この場合において、付添人は、水着を着用し、プールに入るとともに、当該未就学児の安全の確保及び管理並びに保護をするものとする。

### 第8 遵守事項

開放プールを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険な行為の禁止及び事故防止のため、開放プールの専任の管理者及び監視員の指示に従うこと。
- (2) 衛生的に使用すること。
- (3) 貴重品及び現金は持参しないこと。
- (4) 営利を目的として使用しないこと。
- (5) その他開放プールの管理運営上、委員会が必要と認めること。

### 第9 使用の中止、制限及び取消し等

委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放プールの使用を中止し、若しくは制限し、又は取り消すことができる。

- (1) 台風、その他天候不順等の理由により、管理上支障があると認めるとき。

- (2) 光化学スモッグ注意報が発令されたとき。
- (3) 公益を害し、風俗を乱す恐れがあるとき。
- (4) 開放プールの使用の目的又は第8に規定する条件に違反したとき、若しくは開放プール等専任の管理者及び監視員の指示に従わないとき。
- (5) 開放プールの水温と開放プール上の外気温の和が50度以下になったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その委員会が管理運営上必要があると認めるとき。

#### 第10 開放プールの委託

開放プールの実施に当たり、委員会は、その業務を委託することができる。

#### 第11 団体開放プール

委員会は、市民が過半数を占め、おおむね10人以上の会員で構成されている団体で、委員会が適当と認める団体について、開放プールの団体使用（以下「団体開放プール」という。）を認めるものとする。

- 2 団体開放プールについての実施日、実施時間、使用条件等については、教育長が別に定める。

#### 第12 損害賠償

開放プールの施設を使用する者が開放プールの施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めるときは、損害額を減額又は免除をすることができる。

#### 第13 事故の責任

開放プールの開放に伴って発生した事故については、委員会の責めに帰する場合を除いては、開放プールを使用する者の責任とする。

#### 第14 委任

この要綱に定めるもののほか、開放プールに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

##### 附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 西東京市夏季水泳教室実施要綱
  - (2) 西東京市立小中学校プール開放実施要綱
  - (3) 西東京市親子開放プール実施要綱
  - (4) 西東京市水泳指導員に関する要綱

##### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。



平成28年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会  
交流大会・社会教育委員研修会 実施要項

日 時：平成28年12月17日（土）13：00～（受付12：30から）

場 所：八王子市学園都市センター イベントホール（八王子市旭町9番1号）

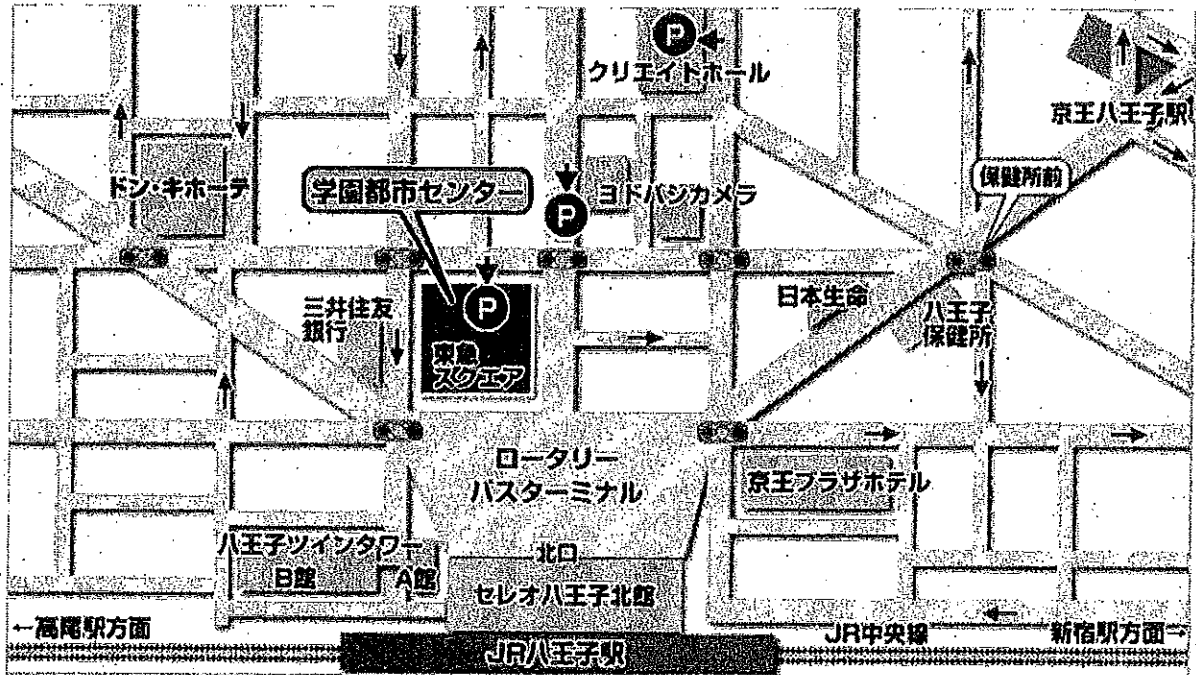
13：00	<p>式典 会場：イベントホール（12階） 20分</p> <p>開会 都市社連協副会長 朝岡 幸彦（立川市）</p> <p>あいさつ 都市社連協会長 三浦 眞一（八王子市）</p> <p>来賓祝辞 八王子市教育委員会教育長 安間 英潮 氏 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課 （一社）全国社会教育委員連合</p>
13：20	<p>各ブロック研修会実施報告 60分</p> <p>○各市報告（各10分） 50分</p> <p>第1ブロック幹事 あきる野市</p> <p>第2ブロック幹事 立川市</p> <p>第3ブロック幹事 稲城市</p> <p>第4ブロック幹事 西東京市</p> <p>第5ブロック幹事 武蔵野市</p> <p>※今年度の統一テーマを受けて実施された各ブロック研修会内容報告。 全体で議論したい課題や問題意識などがあれば合わせて報告してもらう。</p> <p>○質疑応答 10分</p>
14：20	<p>～ 休憩 10分 ～</p>

14 : 30	講演・質疑応答 <span style="float: right;">120分</span>  ○ 講師：国立極地研究所長 白石和行 氏
16 : 30	閉 会 都市社連協副会長 日の出町 富士 光男 (日の出町)

懇親会

16 : 40	懇親会 (立食形式) 会場：スカイラウンジ クレア (11階)  あいさつ 都市社連協会長 三浦 真一 (八王子市) 乾 杯 ブロック幹事の代表 (未定)
18 : 00	閉 会 都市社連協副会長 朝岡 幸彦 (立川市)

○八王子市学園都市センター 会場案内



**所在地** 〒192-0083

八王子市旭町9番1号

**交通機関** JR八王子駅北口から徒歩5分

京王八王子駅から徒歩5分

※無料駐車場はございませんので、公共交通機関でお越しいただくか、近隣のコインパーキングをご利用ください。

↓学園都市センターの地下に市営駐車場もございます。

**市営八王子駅北口地下駐車場**

自走式平面駐車場 7:00~24:00

(午前0時~7時までは出庫できません)

15分/100円 収容台数:430台(うち障害者用7台)

車両制限:高さ/2.1m 幅/2.0m 長さ/5.3m

(駐車料金の割引サービスはございません。)



□ 合築複合化基本プラン策定に向けた検討状況について

回数	議題	主な議論の内容	主な確認事項
第1回 4/5	1 合築複合化基本プラン策定に向けた検討フローについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>合築複合化基本プラン策定に向けた検討フローを示し、提言の総括から基本プラン策定までの検証・検討事項等について意識共有を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討フローに基づき、上半期を目途に合築複合化基本プラン策定を目指す。</li> <li>検討フロー               <ul style="list-style-type: none"> <li>Step1 提言の総括</li> <li>Step2 提言の検証</li> <li>Step3 合築複合施設機能の検討</li> <li>Step4 基本プラン(案)の作成</li> <li>Step5 基本プラン(案)の市民参加</li> <li>Step6 基本プランの策定</li> </ul> </li> </ul>
第2回 4/19	1 合築複合化基本プラン策定に向けた提言の総括について	<ul style="list-style-type: none"> <li>合築複合化基本プラン策定懇談会における議論の内容確認や提言で求められている内容を説明した。</li> <li>各施設の現状の課題及び既存計画等の位置付けを整理した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言で求められている内容については、中央図書館の機能拡充であると考えられ、既存計画等の位置付け、方針とも乖離していないことを確認した。</li> </ul>
	2 各施設における検討組織等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設における検討組織等の位置付け・役割等について説明した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合築複合化の検討を進めるにあたり、</li> <li>市民会館の利用者懇談会には、報告または意見聴取等の実施を想定。</li> <li>公民館運営審議会は、公民館事業について審議する機関であり、公民館の配置については、所管する事項ではない。</li> <li>図書館協議会では、これまでも中央図書館の機能拡充について議論されており、改めて諮問・答申はせず、報告または意見聴取等の実施を想定。</li> </ul>
第3回 5/16	1 合築複合化基本プラン策定に向けた提言の総括について	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会館における主な施設の概要、利用状況等について報告した。</li> <li>田無公民館における施設の概要、利用状況等について報告した。</li> <li>市民会館と田無公民館の共有機能について整理した。</li> <li>他市における中央図書館の現状について報告した。</li> <li>提言4案の施設と現状の市民会館・田無公民館施設との共通機能及び新たに加わる機能について整理した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合築複合施設における市民会館と田無公民館の機能共有については、既存の施設及び機能等のみで整理するのではなく、利用率や定員充足率、周辺公共施設の代替性など、様々な視点から検証する必要がある。</li> <li>多摩26市や類似団体の平均面積、近年整備された中央図書館の平均面積を鑑みても、本市の中央図書館の規模が他市と比べて小さいことを確認した。</li> </ul>
第4回 7/7	1 中央図書館施設の機能・規模の検証について	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央図書館に必要な施設・設備等について整理した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言を踏まえ、また、現状の施設課題を解決するためにも、中央図書館の機能拡充が必要である。</li> <li>具体的な機能・規模は、活動・支援・発表機能の検証を踏まえたうえで決定するが、提言A案で示されている中央図書館機能を重視した形で検討を進める。</li> </ul>
	2 西東京市民会館・田無公民館施設の共有可能機能等の検証について	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会館と田無公民館の利用状況等を整理し、利用率、定員充足率から共有可能機能等を検証した。</li> <li>市民会館周辺公共施設を整理し、各施設の利用状況等について報告した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会館、田無公民館施設の共有可能機能等については、単純に定員充足率から算出するのではなく、利用実態なども踏まえて検証する必要がある。</li> <li>周辺公共施設の代替性については、機能・規模を含め、次回までに検証する。</li> </ul>
	3 合築複合化基本プラン策定に向けた提言の検証について	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言4案の機能別面積(案)を作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言4案で求められている機能・規模と利用状況等から検証している必要機能・規模と比較検証するための資料として確認した。</li> </ul>
	4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年第2回定例会において、合築複合化の検討過程が見えないなどの意見があったことを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合築複合化基本プラン(案)を取りまとめる前に市民意見聴取をするなど、丁寧な情報提供の必要性を確認した。</li> </ul>

回数	議題	主な議論の内容	主な確認事項
第5回 7/25	1 西東京市民会館・田無公民館施設の利用状況等から算出した機能・規模の検証について	・市民会館と田無公民館の利用率、定員充足率、周辺公共施設の代替性から、「活動・発表・支援機能」の必要量をシミュレーションした。	・公会堂の扱いについては、次回までに方向性を示す必要がある。 ・周辺公共施設の代替性については、利用率、定員充足率だけではなく、利用目的や代替先の利用率なども含めた検証が必要である。
	2 合築複合化基本プラン策定に向けた提言との比較検証について	・図書館機能、活動・支援・発表機能の検証結果を踏まえ、想定面積を試算した。	・図書館の必要面積は、提言よりも更に拡充しており、拡充する機能やサービス等のソフト面の検証も必要である。 ・丁寧な情報提供と意見聴取を行う必要があり、その手法も検討する。
第6回 8/9	報告事項	・8月2日に開催された行財政改革推進本部において、市長からの指示事項の報告をした。	《市長指示事項》 合築検討部会では、引き続き検証を深めていただきたいが、これまでの検討結果を踏まえると、「3館合築」とあわせ、「市民会館と中央図書館を合築し、田無公民館を存置する方策」も選択肢として考えたい。 合築複合化基本プラン(案)を取りまとめる前に、市民の皆様への丁寧な情報提供と意見聴取を行っていただきたい。 合築複合化基本プランの策定期間は、年内目途とする。
	1 西東京市民会館公会堂のあり方について	・公会堂について、100人以下での利用が過半数であることや、市民の発表の場としての利用割合は11～12%程度などの利用状況を踏まえてあり方について整理した。	・現行同規模の公会堂を再整備する必要性は低い。 ・多目的な空間を確保することで、練習の場や簡易な発表の場となる。 ・具体的な代替施設の検証をする必要がある。
	2 西東京市民会館・田無公民館施設の利用状況等から算出した機能・規模の検証について	・前回議論を踏まえ、利用目的、利用実態を考慮し、改めて活動・支援・発表機能の必要量を検証した。	・個別の部屋面積の検討は今後行う必要があるが、活動・支援・発表機能の必要規模は、今回の検証結果で今後の検討を進める。
	3 各施設機能の検証結果を踏まえた想定合築複合施設について	・「中央図書館機能の検証を踏まえた案」と、「活動・支援・発表機能の検証を踏まえた案」とあわせ、「市民会館と中央図書館を合築し、田無公民館を存置する案」を検討した。	・中央図書館機能の拡充を目指すとともに、活動・支援・発表機能の確保も重要であることを確認した。
第7回 8/29	1 中央図書館の機能拡充によるサービス向上について	・現状の中央図書館の規模と機能に対し、「中央図書館機能の検証を踏まえた案」、「活動・支援・発表機能の検証を踏まえた案」との対比を含め、検討比較表として整理した。 ・「中央図書館機能の検証を踏まえた案」は蔵書数が大幅に増加し、地域行政資料室とレファレンス室を独立して持つことで、図書館ネットワークの中核機能が飛躍的に向上することで、滞在型図書館に十分対応できる。	・「中央図書館機能の検証を踏まえた案」と「活動・支援・発表機能の検証を踏まえた案」との機能面での相違点が示され、現状からのサービス向上の面でも整理されたことを確認した。
第8回 9/16	1 合築複合化基本プラン(素案)の骨子について	・合築複合化基本プラン(素案)の構成イメージを整理した。	・「中央図書館機能の検証を踏まえた案」は、公共施設等総合管理計画で示している「公共施設の総量抑制」という考え方と矛盾していないことを確認した。
第9回 10/11	1 平成28年第3回定例会の総括について	・平成28年第3回定例会において、合築複合化の検討状況が見えないなどの意見があったことを確認した。	・合築複合化基本プラン策定に向けては、改めて議会からの提案や疑問を踏まえて検討する必要があることを確認した。